

# 電子保証の導入について

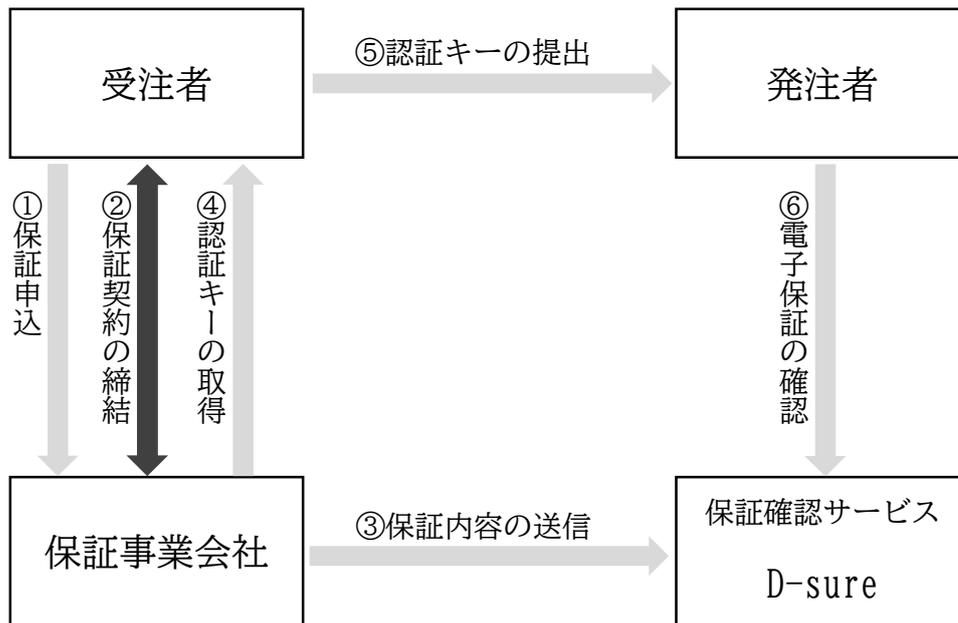
建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを、令和8年4月1日以降に締結する契約より開始します。

当町における電子保証の取扱いについては次のとおりとしますので、内容を確認のうえご利用ください。

## 1. 対象となる契約

令和8年4月1日以降に締結する「建設工事」「建設コンサルタント業務等」に係る契約

## 2. 電子保証の仕組み及びフロー



## 3. 認証キーの提出の方法

(1) 提出いただくもの 保証事業会社から提供された電子保証に係る「認証キー」のお知らせ

(2) 提出先 各業務の担当部署

(3) 提出方法 メール（アドレスは各業務の担当部署に確認してください）

(4) 注意事項

①メールの件名は必ず、「【工事（業務）名称・認証キー】受注業者名」とし、本文中に①工事（業務）名 ②担当者氏名 ③連絡先 を記載してください。（件名例：【三宅〇号舗装補修工事・認証キー】〇〇株式会社）

②電子保証は上記の方法でのみ受付けます。印刷物、スクリーンショットなどの画像で提出することは一切認めません。

## 4. 前払金請求書の提出方法

電子保証の場合に限り、前払金請求書の PDF での提出を認めます。詳細は以下を参照ください。

提出方法 : 3. のメールに PDF 化した前払金請求書を添付する。ただし、PDF はカラーに限る。

原本提出 : 後日、原本の提出は必要。

## 5. その他

契約保証のうち、現金納付・金融機関の保証・保険会社の履行保証保険及び公共工事履行保証証券については、従来通りの取扱いです。

<b>【問い合わせ先】</b>	<b>【電子保証に関する問い合わせ】</b>
三宅町役場 総務課 入札担当	西日本建設業保証株式会社 奈良支店
TEL 0745-44-2001	TEL 0742-22-8093